

項 目	住宅の附属建築物に関する消防同意の取扱いについて
取 扱 い	建築基準法第93条第1項による消防長等の同意は、一戸建て住宅（防火地域及び準防火地域内のものを除く。）と同一敷地内にある車庫及び倉庫等の附属建築物については、別棟、同一棟を問わず200㎡以下を住宅の用途とみなし、不要とする。その際は同条第4項に基づき通知をする。
解 説	<p>一戸建て住宅と同一敷地内にある附属建築物は用途上不可分であり、車庫及び倉庫等についても住宅の一部として、消防同意を要しないこととする。</p> <p>ただし、法第6条第1項第1号に該当する車庫及び倉庫で200㎡を超えるものは同意を要するものとする。</p> <p>なお、同一棟で住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものは令第147条の3のとおり同意を要する。</p> <p>取扱い中の「住宅の用途とみなし」は消防同意の要否の判断に限定した取扱いとする。また、面積の判断は棟ごととする。</p>
適 用 区 域	長野県内全域
附 則	<p>令和5年10月1日施行</p> <p>この取扱いは施行の日以後に確認申請を行った建築物に適用します。</p>
対 象 条 文	法第93条第1項、第4項、令第147条の3
参 考	